

勢力均衡と連邦国家

——デイヴィッド・ヒュームの
政治哲学における均衡の論理——

論
説

岸 野 浩 一

目次

序

I 国際関係における勢力均衡

I 章 1 節 歴史における勢力均衡

I 章 2 節 「世界君主制」への対抗としての勢力均衡

I 章 3 節 国家拡大による構造問題

II 「連邦国家」における均衡

II 章 1 節 現実的な完全国家の展望

II 章 2 節 均衡構造による「連邦国家」の構想

II 章 3 節 完全な連邦国家における対外関係

III 均衡する国家と外交の体系

III 章 1 節 国家の均衡

III 章 2 節 連合と分離

III 章 3 節 外交の体系

結

序

いかにして主権国家からなる国際関係は秩序化され、各国相互の独立と権利は保全されるのか。国際政治におけるこの大きな問いに対し、近代では「勢力均衡」(balance of power)の政策が有力な解答として提示されたが、20世紀における世界大戦の勃発を契機として、勢力均衡政策に基づ

く国際秩序の問題が広く共有され、「国家連合」による集団安全保障が希求されるようになった。以上は国際政治学の一般的理解であるが、近代の歴史を紐解くと、まさしく「勢力均衡の黄金時代」⁽¹⁾であった18世紀欧州において、「勢力均衡」に基づく国際秩序構想は既に批判の対象となっており、それに代わる「国家連合」の構想が提起されていたことはまた、国際関係思想史における常識といえるだろう。ユトレヒト条約において「勢力均衡」の原則が明文化された18世紀初頭には、はやくもその原則を批判するサン＝ピエールの『永久平和論』が出版され、ルソーはその『抜粋』および『批判』を著し、そして同世紀末にはカントの名高い『永遠平和のために』が登場する。これらの論者に代表される18世紀ヨーロッパの言語空間において、勢力均衡の概念と国家連合の構想は、相互の批判や吟味を伴って同時に展開されていたのである。

18世紀ブリテンの歴史家・哲学者デイヴィッド・ヒュームは、現代国際政治学において、「勢力均衡」の近代における代表的理論家として知られている。⁽²⁾ また彼の国際関係認識と国際法理解は、国際関係理論における「英国学派」(the English School) が論じる国際社会の理論的伝統に位置付けられるものであり、⁽³⁾ ヒュームは、協調的な国際社会の秩序において、国家が独立と自由を確保する手段としての勢力均衡を肯定していたと解される。⁽⁴⁾ 勢力均衡を論ずる彼は、しかし、「国家連合」の構想を残していな

(1) esp. Sheehan, Michael [1996] *The Balance of Power: History and Theory*, Routledge, p. 97; ハンス・J・モーゲンソー [1998] 『国際政治—権力と平和』(現代平和研究会訳, 福村出版).

(2) cf. 岸野浩一 [2012b] 「英国学派の国際政治理論におけるパワーと経済—E・H・カーとヒュームからの考察—」『法と政治』63巻2号, 138-9頁.

(3) 岸野浩一 [2012a] 「英国学派の国際政治理論におけるデイヴィッド・ヒューム」『法と政治』62巻4号を参照.

い。だが、実は、ヒュームを含む当時の国際関係にかかわる諸思想を考察した先行研究が指摘しているように、⁽⁵⁾ 同時代に提起されていた「国家連合」すなわちヨーロッパ共和国の構想に類似した、諸地域（州）の連合による理想的な「完全共和国」、とくに今日用語で言うところの「連邦国家」の具体像を、ヒュームは構想していたのである。それではなぜ、ヒュームは同時代の他の論者らのように、自らが説いた「完全共和国」（連邦としての政治的統合）の構想をヨーロッパ世界の全体にまで拡大することなく、国際関係における「勢力均衡」を論じたのであろうか。これは一つの謎であり、勢力均衡と国家連合をめぐる思想史研究の視点においてのみならず、現今のように、「国家連合」による集団安全保障の実効性に疑念が呈され、「勢力均衡」による安全保障を求める声が高まりつつある国際情勢下においては、興味深く検討に値する疑問であろう。そこでこの問いに答えるため、本稿では、ヒュームの「勢力均衡」論と、アメリカ独立期の政治思想に影響を与えた⁽⁶⁾ 「完全共和国」案とを接合し交差させて解釈して、両論で説かれている諸特徴をとくに「均衡」の論理として析出する。⁽⁷⁾ そのうえで、

(4) cf. 岸野 [2012a] Ⅲ章；岸野 [2012b] Ⅲ章。

(5) Robertson, John [1993] “Universal monarchy and the liberties of Europe: David Hume’s critique of an English Whig doctrine” in Phillipson, Nicholas and Skinner, Quentin (eds.) *Political discourse in early modern Britain*, Cambridge University Press, pp. 371-2; Robertson, John [2009] *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, J. Donald Publishers Ltd., pp. 70-2.

(6) 具体的には、『ザ・フェデラリスト』への影響などが指摘されている (cf. Spencer, Mark G. [2010] *David Hume and Eighteenth-Century America*, University of Rochester Press; Burgess, Michael [2006] *Comparative Federalism: Theory and Practice*, Routledge, pp. 54, 185; Robertson [1993] p. 372)。

(7) 国際政治経済と法の領域に関するヒュームの議論において、「均衡」の論理が通底している可能性については、岸野 [2012b] および岸野浩一 [2012c] 「国際社会における「法の支配」の基礎理論—デイヴィッド・ヒュームの法哲学における正義と社会の論理—」『法と政治』63巻3号を見よ。

国家構造のレベルでは連邦の構想を提示したヒュームが、なぜ国際関係においてヨーロッパ連邦の如き国家連合ではなく勢力均衡を重視したのかについて、彼のテキストの再解釈によってその応答を試みたい。

なお、主要先行研究において、ヒュームの勢力均衡論説は無視されるか彼の国内政治・歴史論との関連から理解されることが大であり、彼の勢力

- (8) ヒュームの政治経済学や道徳・政治論を主題とする Forbes, Duncan [1975] *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge University Press, Stewart, John B. [1963] *The Moral and Political Philosophy of David Hume*, Greenwood Press, Harrison, Jonathan [1981] *Hume's Theory of Justice*, Clarendon Press, Miller, David [1984] *Philosophy and Ideology in Hume's Political Thought*, Oxford University Press, Whelan, Frederick G. [1985] *Order and Artifice in Hume's Political Philosophy*, Princeton University Press, McArthur, Neil [2007] *David Hume's Political Theory: Law, Commerce, and the Constitution of Government*, University of Toronto Press, Hardin, Russell [2007] *David Hume: Moral and Political Theorist*, Oxford University Press, Schabas, Margaret & Wennerlind Carl (eds.) [2007] *David Hume's Political Economy*, Routledge などの重要な諸研究は、国際関係における勢力均衡について項を設けて考察するものではない。田中敏弘 [1971] 『社会学者としてのヒューム—その経済思想を中心として』(未来社)と、坂本達哉 [1995] 『ヒュームの文明社会—勤労・知識・自由』(創文社)および坂本達哉 [2011] 『ヒューム希望の懐疑主義—ある社会科学の誕生』(慶応義塾大学出版会)は、日本の社会科学におけるヒューム研究を代表する大著であるが、何れも勢力均衡を主とする詳細な論考は含まれていない。また、国制 (constitution) や政治体制に関わる領域に主眼を置くヒューム研究では、犬塚元やフレデリック・G・ウィラン、山内峰行らの研究がある (犬塚元 [2004] 『デイヴィッド・ヒュームの政治学』(東京大学出版会), Whelan, Frederick G. [1995] “Robertson, Hume, and the Balance of Power”, *Hume Studies*, Vol. XXI, No. 2, 山内峰行 [1994] 「ヒュームの勢力均衡論について」『岡山大学教育学部研究論集』第97号)。犬塚の研究では、ヒュームの勢力均衡や国際政治の論説は、「完全共和国案」についての議論の中で補助的に取り上げられている (犬塚 [2004] 122頁)。ウィランと山内の両論文は、ともに勢力均衡を題目に据えているものの、前者は同時代のウイリアム・ロバー

均衡論を重要視して取り扱う諸論考では完全共和国案との関連は意識されている⁽⁹⁾とは言い難く、さらに完全共和国案は主に国制論の観点を中心として取り上げられてきた⁽¹⁰⁾。そのため、勢力均衡論と完全共和国案との詳しい

トソン (William Robertson) とヒュームの歴史論を中軸とした言説比較に終始し、後者は国際政治論の観点からの説明を目的としていない。もっとも、山内の論文は、『人間本性論』などにみる哲学的著述とヒュームの広義の均衡論とが接合しうる可能性を示しており (山内 [1994] 123, 131頁)、少なくとも「均衡」の理論を見出そうとする試みであって、この視座は本稿が共有しているものである。なお、舟橋喜恵もヒュームの政治思想について詳しく論じているが、国際政治あるいは勢力均衡についての議論は登場しない (舟橋喜恵 [1985] 『ヒュームと人間の科学』 (勁草書房))。

(9) ヒュームの勢力均衡論と国際関係論を主眼として考察した先行研究としては、高坂正堯 [1978] 『古典外交の成熟と崩壊』 (中央公論社) や Robertson [1993], Whelan [1995], 高橋和則 [2003] 「国際秩序思想としての勢力均衡—思想史的考察—」 『法學新報』 110巻 3・4号, 高橋和則 [2004] 「ヒュームにおける国際秩序思想」 『政治思想研究』 4号, 森直人 [2006] 「十八世紀ヨーロッパに関するヒューム国際関係認識の二面性について」 『調査と研究』 32号, 森直人 [2007] 「十八世紀ヨーロッパに関するヒューム国際関係認識の総合性について」 『経済論叢』 179巻 2号, 森直人 [2010] 『ヒュームにおける正義と統治—文明社会の両義性』 (創文社) がある。また、勢力均衡論の意義を含意しつつ、公債論や貿易論などのヒュームの経済論説を解釈した代表的研究としては、北村裕明 [1981] 「D. ヒュームと国家破産」 『経済論叢』 128巻 1・2号, 竹本洋 [1990a] 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論 (1)」 『大阪経大論集』 196号, 竹本洋 [1990b] 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論 (2)」 『大阪経大論集』 197号, 田中秀夫 [2002] 『社会の学問の革新』 (ナカニシヤ出版) などがある。

(10) これまで仔細に取り扱われることが稀であった「完全共和国案」の論説を詳しく分析した犬塚は、それをヒュームの国制に関する議論を補完するものとして解している (犬塚 [2004])。犬塚はまた、当該論文がもつ政治理論としての意義についても考察している (犬塚元 [2005] 「デイヴィッド・ヒュームの制度設計: 政治対立の制度化」 『東京大学社会科学研究所 Discussion Paper Series』 J-144)。

テキスト上の理論的関連については、管見の限り、先行研究において十全には顧慮されていない。⁽¹¹⁾ 本稿の取り組みが既存のヒューム研究の解釈に対していかなる含意をもちうるのか、本論の最後に触れることにする。

本稿は次の構成を採る。Ⅰ章では、ヒュームの論説「勢力均衡について」(“Of the balance of power”)の摘要を示し、彼が論じた勢力均衡の目的と意味を指摘して、同論と関連する政治哲学の他の論説について確認する。続くⅡ章では、彼の論説「完全共和国についての一案」(“Idea of a Perfect Commonwealth”)の概要を摘出し、前章で見た彼の「均衡」についての議論を受けて、同論説で構想された完全共和国像における「均衡」の論理とは何かを分析する。Ⅲ章では、これらの論考を踏まえ、勢力均衡論における「国家間均衡」の論理と、完全共和国案における連邦国家の「国内均衡」の論理とを比較する。そして同章において、彼が論じた国際関係と国家内部の構造における「均衡」の論理とは何かを明らかにし、本章で提起された問いについて検討する。終章では、本稿の議論をまとめたうえで、本稿が示した解釈がもちうる現代的課題への示唆について考える。

(11) 完全共和国案に「勢力均衡」をみる解釈として、ジョン・ロバートソンの論考があるが、そこでは一文だけが示唆的に記されているのみである(I・ホント & M・イグナティエフ 編著 [1990]『富と徳—スコットランド啓蒙における経済学の形成』(水田洋・杉山忠平 監訳, 未来社) 275頁)。なお、ウィランは、ヒュームとマキャヴェリの比較考察において、完全共和国案と勢力均衡論に各々触れている(Whelan, Frederick G. [2004] *Hume and Machiavelli: Political Realism and Liberal Thought*, Lexington Books)。

I 国際関係における勢力均衡

I 章 1 節 歴史における勢力均衡

I . 1 . 1 歴史的視点からの勢力均衡論

論説「勢力均衡について」(“Of the Balance of Power”)は、1752年に出版された『政治論集』(*Political Discourses*)に初版より所収されている⁽¹²⁾。同論集は、出版当時から現在に至るまで、グレート・ブリテンの内外において様々な点から評価を受け⁽¹³⁾、同書で展開された議論についての研究が続けられてきている⁽¹⁴⁾。本章では当該論説の記述を追ひ、その特徴を主に三点挙げて確認する⁽¹⁵⁾。

(12) 当該論集を含め、ヒュームの政治・経済・道徳・社会・文化・文芸・学術についてのエッセイや論文を纏めた *Essays, Moral, Political, Literary* が現在も出版されている。このエッセイ集・『政治論集』の刊行履歴と、それぞれの版に収められている論説の確認は、例えば Chuo Univ. Press の目録などを参照のこと。犬塚の先行研究においては、編集者が異なる論集とその各版について、文献考証からの妥当性を含め検討されている(犬塚 [2004] v-viii 頁)。

(13) cf. 坂本 [1995] 189-95頁。

(14) なお、次章で取り扱う論説「完全な共和国についての一案」もまた、初版より同論集に所収されており、同書の末尾を飾っている。

(15) 以下の引用は、Liberty Fund より出版された *Essays* に所収のものを底本とし、頁番号もそれに準ずる。訳文は岸野によるものであるが、訳出に際しては、田中敏弘訳の『ヒューム政治経済論集』(御茶の水書房)および『ヒューム道徳・政治・文芸論集』(名古屋大学出版会)と、小松茂夫訳『市民の国について』(上下巻)(岩波書店)、および田中秀夫訳『政治論集』(京都大学学術出版会)を参考にした。引用文中の括弧と注記は岸野による。() は原文であり、[] は岸野による補足である。また、ヒュームの『人間本性論』(*A Treatise of Human Nature*; 以下、THN と略記)のテキストについては、D. F. Norton & M. J. Norton の編集による2000年のオックスフォード大学刊行版を使用し、Norton & Norton 版の巻・章・節・段落番号を注記する。

勢力均衡論説における第一の特徴として、勢力均衡の「歴史」が検証されていることが挙げられる。国際政治学においてヒュームの勢力均衡論が評価される際、ヒュームが勢力均衡の歴史を辿って検証しようとしたことに多くの論者が注目しており⁽¹⁶⁾、この歴史の検証から、国際関係の一般原理や原則を抽出しようとしたこと⁽¹⁷⁾、つまり歴史の省察という方法論の採用が、ヒュームの勢力均衡論の特徴や意義であると解釈されている⁽¹⁸⁾。この点に、近代の代表的理論家との評価が付与されるに至っている理由が見出されるのである⁽¹⁹⁾。

(16) Butterfield, Herbert and Wight, Martin (eds.) [1966] *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, G. Allen & Unwin, pp. 132-3; Wright, Moorhead (ed.) [1975] *Theory and Practice of the Balance of Power 1486-1914: Selected European Writings*, J. M. Dent & Sons LTD., p. 59; Sheehan [1996] p. 4; Paul, T.V., Wirtz, James J., and Fortmann, Michel (eds.) [2004] *Balance of Power: Theory and Practice in the 21st Century*, Stanford University Press, p. 29.

(17) 時事的評論や政治的パンフレットではなく、「原理や原則」を抽出しようとしたという点で「勢力均衡理論」であったとする評価は、既に幾人かの論者によって言明されている。例えば、ジャック・S・レヴィは、「科学法則」としての勢力均衡理論の起源がヒュームにあると論じている (Paul et al. (eds.) [2004] p. 29)。加えて、ヒューム前後の時代における著名な勢力均衡論の論集を編纂したムーアヘッド・ライトは、ヒュームを「疑いなく、勢力均衡というテーマについて最も有名な理論家」と評している (Wright [1975] p. 59)。なお、ここで解する「勢力均衡の原理」は自然的な一般原理を意味するわけではない (cf. 森 [2010])。

(18) 近代のみならず「古代ギリシアにおいても勢力均衡が理解されていた」とするヒュームの勢力均衡論については、ウィランも勢力均衡の議論への貢献であると評している (Whelan [1995] pp. 321-2)。

(19) ところで、このような評価にあつては、彼は勢力均衡の概念や政策の歴史的展開を通史・原理的に説明した「最初の論者」であるとされるわけだが、今日の視座においては、ヒュームの視点は特異的であるように見える。ヒュームは、古代と近代の比較から論を始め、ギリシアとローマの古

I.1.2 古代ギリシア史における勢力均衡

ヒュームはまず、古代と近代の比較による勢力均衡概念の歴史的な検証から論を始める。

勢力均衡という観念 (idea) が完全に近代の政策に起因するものなのか、あるいはその勢力均衡という言葉 (phrase) だけが近代に発明されたものなのか。⁽²⁰⁾

歴史検証のため、当該論説の前半部では、ギリシア都市国家からアレクサンドロス帝国以後⁽²¹⁾に至るまでの古代地中海世界が回顧される。歴史検証の結果、「優勢を誇ったあらゆる勢力は自らに敵対する同盟連合と必ず対峙しなければならず、そしてその同盟はしばしば優勢であった勢力のかつての友好国や同盟国から成り立っていた⁽²²⁾」として、ヒュームは上の問いに

代史にも勢力均衡の概念を見出している。だが現代で広く論じられているところでは、勢力均衡の概念が歴史に現前した時期は15世紀頃のイタリアであるとされ、グィチャルディーニらの著述がその端緒であると理解されることが多い (cf. esp. Wright [1975]; Whelan [1995] p. 325)。西欧地域に特化せず世界史の全体から分析を行う研究 (ex. Kaufman, Stuart J., Little, Richard and Wohlforth, William C. (eds.) [2007] *The Balance of Power in World History*, Palgrave Macmillan) を除外するならば、古代からの均衡政策の歴史を提示するヒュームの議論は、現代の勢力均衡の歴史論と対照させると些か特殊であると言えよう。なお、ヒュームによるポリュビオスの引用に関して、ハーバート・バターフィールドの解釈では、「権力の配分」 (distribution of power) の必要性をポリュビオスが語っていたとされ、近代以後の均衡概念と弁別されている (Butterfield and Wight (eds.) [1966] p. 132)。

(20) “Of the Balance of Power”, in *Essays*, p. 332.

(21) *Ibid.*, p. 332-4.

(22) *Ibid.*, p. 335.

対して、「古代において、勢力均衡の原理が全く知られていなかったとい
 うことはあり得ない」と解答するのである。⁽²⁴⁾

I.1.3 古代ローマ史における勢力均衡

しかし、古代のローマ史を遡る検証では、勢力均衡の原則は殆ど見出さ
 れず、⁽²⁵⁾唯一、シラクサのヒエロン二世（ヒエロ王）⁽²⁶⁾だけがその原則を理解
 していたと論じる。

ローマ史において我々が会おう、勢力均衡を理解していた唯一の君主
 はシラクサのヒエロ王である。彼はローマと同盟を結んでいたが……
 カルタゴを援助した。⁽²⁷⁾

そして、このシラクサの対外政策の核心に触れた、古代ギリシアの歴史
 家たるポリュビオスの著書『歴史』の一部を引用し、ヒュームは、古代に
 見出された「勢力均衡」の目的が、近代へと通ずるものであるとする。

ポリュビオスによれば、「シチリアの彼〔ヒエロ王〕の領土を保持す
 るため、またローマとの友好を保つためにも、カルタゴの陥落によっ
 て、残る勢力が対立や異議申し立てなしに、如何なる目的や事業をも
 為しうるようになってしまわないよう、カルタゴが安全でなければな

(23) Ibid., p. 334.

(24) Ibid., pp. 337-8.

(25) 「古代人が勢力均衡について完全に無知であったという想定理由は、
 ギリシアよりもローマの歴史から引き出されるように思われる」(Ibid., p.
 335.)

(26) Hieron II; Hiero II of Syracuse, 308-215 BC.

(27) Ibid., p. 337.

らない必要があると、ヒエロ王は見做していた。そしてこの点において、彼は偉大な知恵と賢慮でもって行動したのである。何故なら、こうしたことはどのような理由であろうと決して見過ごされてはならないし、また強大な力が一つの手に落ちて、その力に対して周辺の国々が自らの権利を護ることを不能にするようなことは、あってはならないことだからである」とされる。ここに、近代における政治の目的⁽²⁸⁾ (the aim of modern politics) が明確な言葉で示されている。

小国を含め各国が自国の「権利」(rights)を護るために、自らの権利を踏みにじりうるある一つの強大な勢力(国家)の出現を阻止することこそが、歴史的に貫通する勢力均衡の目的であると、ヒュームは認識していたものと解される。古代地中海世界の歴史検証によって彼は、以上の目的を有した「優勢な国家に対する諸国の同盟連合」を勢力均衡の意味内容として示したのである。ヒュームは本論説において、領土・軍事力・人口などの厳密な均等性の意義を論じておらず、客観的に測定可能な均衡の条件について明確な定義を与えていない。そのため、彼の勢力均衡の論理は、例えば18世紀フランスの有名な勢力均衡論者であるフェヌロンが評価した諸国の勢力の「均等性」を意味してはおらず⁽²⁹⁾、この点で両者は対照的である。

I 章 2 節 「世界君主制」への対抗としての勢力均衡

I.2.1 近代における「世界君主制」の脅威

同論説の後半部では、中世から近代へ至る歴史を検討し、勢力均衡を脅かす勢力が近代に出現してきたことが述べられる。

(28) Ibid.

(29) cf. Wright [1975]

ローマ帝国の没落後、北方の征服者が樹立した政体は、それ以上の征服を不能にして、各国を長くその適切な境界線のうちにとどめていた。しかし、臣下の身分関係や封建的民兵制が廃されると、人類は、新たにカール皇帝〔神聖ローマ帝国皇帝として君臨したカール5世のこと〕ただ一人の下への諸王国・公国の統合による、世界君主制 (universal monarchy) の危険に脅かされることとなった⁽³⁰⁾。

以上のように、近代のヨーロッパ各国を脅かす勢力は、「世界君主制」(universal monarchy)⁽³¹⁾ を目指す国家であると捉えられる。これに反対するために勢力均衡が必要であるとされ、「世界君主制」への対抗が、ヒューム勢力均衡論における第二の特徴と言える。前節で見た古代史の検討を通じて導出される歴史的に一貫した勢力均衡の目的は、「世界君主制」への対抗という同時代の議論に接合されるのである。

「世界君主制」の問題視は、当時の歴史的文脈においては全く特異ではない⁽³²⁾。先行研究においても詳しく示されているように、当時のヨーロッパないしイギリスの政治と思想においては、大陸ヨーロッパの勢力拡大を肯定と否定の双方の観点から評価する際に同語が頻出しており、この伝統を

(30) “Of the Balance of Power”, in *Essays*, p. 338.

(31) これは歴史的にも極めて重要なタームだが、時代や地域、論者などによって用法は異なっており、その語義を確定させることは困難である。なお、訳語としては、本稿で用いている「世界君主制 (政)」のほかにも、「世界王国」・「世界帝国」・「世界的君主国」・「普遍的君主国」・「普遍君主制」・「普遍的帝国」などがある。

(32) Robertson, John (ed.) [2006] *A Union for Empire: Political Thought and the British Union of 1707*, Cambridge University Press, pp. 37-62.

(33) 森 [2010] 174-81頁。

(34) cf. Bosbach, Franz [1998] “The European Debate on Universal Monarchy” in Armitage, David (ed.), *Theories of Empire 1450-1800*, Aldershot; 村松茂

ヒュームも継承していたと考えられる。⁽³⁵⁾「世界君主制」は、17世紀以降の勢力均衡論を特徴付けるタームとして、先行研究がつとに重視する論点でも⁽³⁶⁾ある。

I.2.2 世界君主制の脅威に対抗するための「戦争」

近代における「世界君主制」の脅威に対抗すべく、勢力均衡を保持するために勃発した戦争において、ブリテンが名誉ある地位にあることをヒュームは称賛する一方、⁽³⁷⁾他方で彼は、近代以前に確立された「世界帝国」(universal empire)⁽³⁸⁾たるローマ帝国は、戦争を伴わずして、その領土拡大を「平和裏」⁽³⁹⁾に実行しえたことを論じている。ここからは、世界君主制の

美 [1997]「世界君主制の思想史ノート—「合邦問題」のひとつの歴史的文脈—」『熊本学園大学経済論集』4巻1・2号；安武真隆 [2009]「imperium vs respublica?—17-18世紀フランスにおける帝国、世界君主政、勢力均衡—」『思想』No. 1020.

(35) 高橋は、ヒュームの論文とともにエドモンド・バークの議論を参照して、18世紀頃の英国における「世界君主制」の問題視と「勢力均衡」の議論との思想的な接続関係を論じている（高橋 [2003] 557-64頁）。バークの勢力均衡論は、諸国の完全な分離と対外的主権を前提とするものではなく、「介入」の論理を内在するものであり、そこに断片的ながら「存在の連鎖」の世界像を見出そうとする研究もある（I・クラーク & I・B・ノイマン [2003]『国際関係思想史—論争の座標軸』（押村高・飯島昇藏 他訳、新評論）8章）。なお、バークにおける「存在の連鎖」の世界像に関しては、中澤信彦 [2009]『イギリス保守主義の政治経済学—バークとマルサス—』（ミネルヴァ書房）が至極参考になる。

(36) モーゲンソー [1998] 200頁；高橋 [2003] esp. 549-68頁.

(37) “Of the Balance of Power”, in *Essays*, p. 338.

(38) *Ibid.*, p. 336.

(39) 「ローマ人は、自らの支配領を既知世界の全体へと拡大するまで、近隣諸国を平和裏のうちに (peaceably) 次々と制圧することが許されたのである」(*Ibid.*, pp. 335-6.)

確立が平和的に行われる可能性が示唆される。もし「戦争なき平和」が勢力均衡の目的であるという解釈をとるならば、「世界君主制」による平和裏の帝国秩序の拡大というここでの記述にみられる、世界君主制による「戦争なき平和」の実現可能性と矛盾する⁽⁴⁰⁾。そのため、国家間の「平和」や「秩序」を第一の目的として勢力均衡が論じられているわけではなく、各国の権利や独立を脅かす世界君主制や世界帝国の樹立に対抗するために、ヒュームは勢力均衡の必要を論じていたと解されるのである。先行する諸研究においても、ヒュームは世界君主制に対抗するための「戦争」を否定していなかったとする点で、概ね一致が見られる⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾。

I.2.3 勢力均衡と背馳する「過剰な戦争」への批判

ヒュームは、世界君主制の問題視から、これに対抗しようとする当時のブリテンによる「戦争」を肯定した。しかし彼は同時に、戦争の継続に加熱するブリテンを戒める⁽⁴³⁾。彼は、古代ギリシアのアテナイを具体例として引き合いに出し、ブリテンの戦争継続に対する過度な熱情は、戦争の継続を困難にせしめるような対極へと行き着き、対外情勢に無頓着となり勢力均衡を維持するための政策を放棄させることになりうると述べる⁽⁴⁴⁾。ここで国際政治の視点から注目に値することは、「過度の熱情ではない冷静で賢

(40) 例えば、森も上の一文を参照して、同じ解釈を提示している（森 [2006] 49頁）。

(41) 勢力均衡の近代における重要な論者（モーゲンソー [1998] 200-1頁）と評されるフランシス・ベーコンも、戦争を肯定する勢力均衡の論理を提示していたとされる。ウィランは、ベーコンの議論をヒュームの勢力均衡論との関連で紹介し若干の考察を加えている（Whelan [1995] p. 327）。

(42) 高坂 [1978] 12頁；竹本 [1990b] 32頁；Whelan [2004] p. 133；高橋 [2003]；森 [2006] 44, 49頁。

(43) “Of the Balance of Power”, in *Essays*, pp. 338-9.

(44) *Ibid.*, p. 340.

明な観点を喪失していることによって、各々の戦争において和平条約をより早く締結できたであろう諸々の機会を逸してしまった」と論じられていることである。⁽⁴⁵⁾以上の「過剰な戦争」の問題視が、ヒューム勢力均衡論における第三の特徴であると言えよう。⁽⁴⁶⁾

世界君主制の成立は、それを阻むための手段として戦争を限定的ではあるにせよ肯定しうるほどの問題であった。それでは、ヒュームの議論において「世界君主制」はなぜ問題視されるのか。そして、その問題視は一体いかなる論理に基づいた主張なのか。次節では、勢力均衡論説とともにこれと関連する他の論説も参照し、この問いに対する解答を試みる。

I 章 3 節 国家拡大による構造問題

I.3.1 巨大国家における軍事的破滅の問題

勢力均衡論説の最終段落では、時代を通じて適用される「巨大な君主制国家」の成立による破壊的な問題について論じられており、古代ローマの帝国が抱えていた問題が再現されることへの憂慮をもって同論は締め括られている。

あまりに巨大な君主国 (Enormous monarchies) は、恐らくそれが発

(45) Ibid., p. 339.

(46) ロバートソン (Robertson [1993]) は、アンドリュウ・フレッチャーや、チャールズ・ダヴナント、およびモンテスキューらの議論を参照し、彼らの論理は、「世界君主制」や「戦争」、商業、そして「海洋帝国」の問題と連接するものであると論じている。上の先行研究は、ヒュームと同時代の世界君主制論・勢力均衡論には、商業つまり通商の論点が絡んでおり、通商と植民地を介して「海洋帝国」になりつつあるブリテンという論点が、ヒュームにも内在していたと解している。ヒュームのブリテンに対する「過剰な戦争」の警告は、「海洋帝国」の論点と関連していよう。

達するときや継続するときと並んで、その設立から遠くない未来に訪れうる没落のときにさえも、人間本性にとって破壊的である (destructive to human nature)。……ローマの皇帝らの陰惨な運命が、同じ原因から、そうした君主政体の最終的瓦解のときまで、幾度となく繰り返されることになるのである⁽⁴⁷⁾。

ローマ帝国の問題を論ずることは、世界君主制に関する典型的な議論と同じだが⁽⁴⁹⁾、ここでは「世界君主制」という通例のタームは用いられず、「巨大な君主国」(Enormous monarchies)と表現されている。またヒュームは先にローマ帝国を「世界帝国」(universal empire)とも表現していたことから、世界帝国や巨大君主国と世界君主制は同等のものとして見做すことができ、近代の「世界君主制」の問題は歴史的に貫徹される「巨大な君主制国家」の問題全般へと収斂されるのである⁽⁵⁰⁾。

(47) ヒュームはこの部分に注釈を挿入し、「ローマ帝国に何らかの利点があったとすれば、それは、帝国が成立する以前の人類一般は著しい無秩序と文明を欠いた状態にあったということだけである」と述べている。この注記を以て、前半部での「ローマ帝国と勢力均衡の関係」の議論と最終段落での「巨大な君主制の抱える問題」とが、歴史的なローマ帝国の問題という実例を伴って結び合わされる。

(48) “Of the Balance of Power”, in *Essays*, pp. 340-1.

(49) Robertson (ed.) [2006] pp. 37-62; Bosbach [1998]

(50) 同論説の最終段落における記述を「世界君主制」の問題の指摘とする本稿の解釈は、先行研究においても貫かれている。例えば高坂は、この勢力均衡論の最終段落を引用して、「世界帝国は「偉大な害悪」である」とヒュームは考えていたと述べている (高坂 [1978] 11頁)。高橋の論文においても、「巨大な君主制国家」が普遍的君主国に当たるものと理解することができるのではないかとされており (高橋 [2004] 105頁)、ロバートソンによる世界君主制論の研究でも、「世界 (universal) 君主制、あるいは少なくとも巨大な (enormous) 君主制国家という観念は、なおも有効

世界君主制や世界帝国つまり「巨大君主国」は、その発達・継続・没落の何れの段階においても「人間本性にとって破滅的である」と述べるヒュームは、次のように傭兵の問題を提示する。

君主国を強大にした軍事的な特質は、すぐに宮廷や首都そして政府の中心から離れる一方で、戦争は大変隔たった場所で遂行され、国のごく一部の者たちしか戦争に関心をもたなくなる。……昔からの貴族は軍役を決して引き受けなくなる。……したがって、国の軍隊は外国の傭兵に委託するほかなくなるが、こうした連中は熱意も愛着も名誉も持たず、機会さえあれば、給与の支払を約束し、略奪を許してくれるような自暴自棄の不满分子に仲間入りして、君主に対し寝返りを打つ。これは人事の必然的な成り行きである。かくして、人間本性は自らの立身出世を阻むこととなる。こうして、野心が盲目的に働いて、征服者とその家族、そして君主の傍にいて寵愛されるすべてのものを破壊しようとするのである。⁽⁵¹⁾

巨大君主国は寝返りやすい傭兵に頼らざるを得なくなり、破滅を招くことが論じられているが、ここでは国境と首都の距離拡大がその前提となっており、「統治領域（国家）の拡大」が国家の滅亡を招くことが示唆されている。⁽⁵²⁾

であった」(Robertson [1993] p. 355) と論じられている。

(51) “Of the Balance of Power”, in *Essays*, pp. 340-1.

(52) 「帝国の崩壊」への視点は、ヒュームの初期の覚書と、後年に出版を取りやめた論説「歴史研究について」(“Of the Study of History”)のなかにも見出される(“Of the Study of History”, in *Essays*, p. 566; cf. デイヴィッド・アーミテージ [2005]『帝国の誕生：ブリテン帝国のイデオロギー的起源』(平田雅博・岩井淳・大西晴樹・井藤早織 訳, 日本経済評論社))。

I.3.2 統治領域の拡大による構造的問題

「統治領域の拡大」の問題は、上記の傭兵に起因する帝国の破滅に関するものにとどまらない。ヒュームは『政治論集』に収められた各種の論説全般において、「統治領域の拡張抑制」が国家の繁栄に結びつくことを論じており、「拡大した国家」は多くの害悪を有することを述べている。例えば、古代と近代の人口を比較する「古代国家の人口について」と題された論説では、拡大した君主国家つまり「世界君主制」のみならず「拡大した国家」全体に相通ずる問題を、以下のように指摘している。

いかなる拡大した統治機構 (all extensive governments) も、また絶対君主制の場合とはくに、人口増大にとって有害であり、そして拡大した統治機構は一見有望そうな様子に見えるが、実際はその様子に伴うであろうあらゆる効果を破壊する、悪徳や害毒を秘匿している。⁽⁵³⁾

同論ではまた、「巨大都市」(Enormous cities)の破滅的問題と、「小規模国家」が有する利点が子細に著述されている。巨大都市は、傭兵問題の場合と同様に、都市と各地方の「距離拡大」から、悪徳や無秩序の原因を生み、地方の飢餓や物価高を齎すとされる。拡大した国家では大都市を要し、軍人に高給を支払えるほど、その国家内部で富の一極集中や不均衡が発生する一方、他方で小規模国家では「富の対等性」が保たれるため、そのような問題が生じないとされる。「富の対等性」の効用については、『政

(53) “Of the Populousness of Ancient Nations”, in *Essays*, pp. 458–60.

(54) *Ibid.*, p. 402.

(55) 「ローマの勢力が増大する以前は、つまりより正確にはローマの勢力が完全に確立されるまでは、古代史の光景におけるほとんどすべての国家は、小規模の領土や小共和国に分断されており、当然のことながら、そうした国家では富が対等な状態が普通であったし、統治の中心は常に国境に

治論集』冒頭の「商業について」と題された論説と、続く論説「技芸の洗練について」(旧題「奢侈について」)でも論じられている。前者の論説では、「所有(富)の配分の均衡」が、産業や勤労(industry)を促進し、また国内政治における「力の均衡」を担保するとされ、市民間での「富の配分」があまりにも均衡を失っている場合には、国家が弱体化すると指摘されているのである。⁽⁵⁶⁾ 後者の論説では、直前の商業論説で述べられた「交易の増大」の有用性が「所有の均衡」(balance of property)へと繋がること、また「所有の均衡」は一般民衆の権利を保護する「議会下院の権力」を増

近かった。こうしたことは、ギリシアやイタリアだけでなく、スペインやガリア、ドイツ、アフリカ、そして小アジアの大半においておこっていた事態であった。そして、人類の繁殖にとって好ましい体制はほかにないと認めてしかるべきなのである。「また巨大な都市(Enormous cities)は、社会にとって破壊的(destructive to society)であり、悪徳やあらゆる種類の無秩序を生じさせ、遠く離れた地方を飢えさせ、そして全地方における物価の上昇によって、その都市の人々自身さえも飢えさせるのである。各人が小さな家と土地をもち、各州(county)が自らの自由で独立した首都をもつようなところでは、なんと人類は幸せな状態にあり、それは産業(industry)や農業、そして結婚や繁殖にとってなんと好ましいことか! ……そしてそのような小規模共和国(small commonwealths)や、そのような市民間の富の対等性以外に、より多く繁殖の徳(the prolific virtue)を与えるものは何もないのである。すべての小規模国家(small states)は、自然に富の均等性(equality)を生む。何故なら、多大な富の増大にかかわる機会をそうした国家ではほとんど与えられないからである。そして、小規模共和国はその本質である権力と権威の分立(that division of power and authority)によって、より一層そうなのである」(Ibid., p. 401)と、ヒュームは論じている。なお、当該引用部からは、ヒュームが「共和国」(commonwealth; コモンウェルス)の語で権力および権威が分立された「国家」(state)を表現していることがわかる。この語の意味内容は、次章で詳しく見る「完全共和国」(Perfect Commonwealth)案におけるコモンウェルス概念と共通している。

(56) “Of Commerce”, in *Essays*, p. 265.

強することが論じられている。⁽⁵⁷⁾

加えてさらに、同じく技芸洗練論説でヒュームは、古代ローマ帝国の没落原因として「欠陥のある統治機構」と「征服による際限ない拡張」を挙げて、「征服」による「統治領域の拡大」の問題を論じているのである。⁽⁵⁸⁾

I.3.3 国際関係と国家内部における「均衡」の連鎖

そして、ヒュームは学芸論においても、以下のように「国家領域の制限」の意義を議論している。

……私が示したい次なる発見は、「技芸」(politeness)や「学問」(learning)の生成にとって、近接しているが独立した諸国家が、通商と政策とによって互いに結合していることほど、より好ましいことはほかにないという事実である。そうした近接する諸国家間で自然に生ずる摸倣は、明らかに改善の源である。しかし、私が主に主張したいことは、そのように国家の領域が制限されていることが、権力と権威の双方に抑制(stop)を与えるという点である。⁽⁵⁹⁾

上の引用部に続く直後の段落では、「拡大した統治機構」(Extended governments)が「専制君主」の体制になりやすいことが論じられ、逆に「領土が小さい国家」は「共和国」(commonwealth)に転じやすいことが論じられている。⁽⁶⁰⁾そして、続けて彼は、ローマ・カソリックに代表される「世

(57) “Of Refinement in the Arts”, in *Essays*, p. 278; cf. “Of the the First Principles of Government” in *Essays*, pp. 35-6.

(58) “Of Refinement in the Arts”, in *Essays*, p. 276.

(59) “Of the Rise and Progress of the Arts and Sciences” in *Essays*, p. 119.

(60) ヒュームはその理由として、大規模な国家では、圧政は国家の隅々からすぐには行き届かず、権力者のあるがままの姿を殆どの人間は見るこ

界的権威」が不在であることによって、巨大規模の権威によって足枷をはめられることなく、⁽⁶¹⁾ 学問が自由に発展することが可能になると論じる。彼は、「統治領域の制限」に力点をおき、「権威 (*authority*) と権力 (*power*) の双方の増大を抑制すること」が可能となるからこそ、⁽⁶²⁾ 学術や技芸の自由な発展が可能になると論じたのである。

以上のとおり、「統治規模の拡大」は、「大都市への富の集中」や「所有の不均衡」などの諸問題を巨大国家の内部に引き起こし、その没落を招くとされ、小規模国家と「国家規模の抑制」の有用性が論じられていたのである。⁽⁶³⁾ まさに、統治規模の拡大とそれに起因する種々の「不均衡」の問題が、各論説において危惧されているのである。よって、「巨大君主国の発達・継続・没落が人間本性にとって破滅的である」理由とは、巨大国家は傭兵の反逆により軍事的に崩壊することだけでなく、巨大化した国家が地方間および市民間で富の「均衡」や、権力および権威が抑制されるという意味での政治的な「均衡」を著しく崩してしまうことにあると理解できるのである。

ヒュームは、大規模国家には様々な災厄が伴い、崩壊を伴うものとして認識していた。そうであるからこそ、都市と周辺の地域の距離を必然的に拡大させ、結果として、国内における政治的な力と経済的な富の「均衡」

とはないため、権力者の国民に対する権威は容易に保たれうるし、そうした権威の誇示のための費用負担が可能ほどの財力を有しているためであることを挙げている。また他方、小規模の統治 (*small government*) では、悪政はすぐに国中に行き届くため、そうした権力の増大に歯止めがかかりやすいと論じている (*Ibid.*)。

(61) *Ibid.*, p. 121.

(62) *Ibid.*, pp. 120-1.

(63) ヒュームが示した古代共和国における「政治的自由・小規模領域・社会的平等」の直接的関係は、先行研究でも触れられている (ホント & イグナティエフ編著 [1990] 265頁)。

をそれぞれ失わせることになる「世界君主制」に反対したのであって、その世界君主制への反対から、国際関係における勢力の「均衡」の原理が擁護されたのである。

諸国の権利と独立を護るためには、巨大化を企図する勢力に諸国間の同盟連合によって対抗しなければならない（本章1節）。それは「世界帝国」への抵抗を意味し、均衡の手段として戦争を排除しないが、均衡の原則を超えた「過剰な戦争」は忌避すべきである（同2節）。そして、国内的な地域間および市民間の「均衡」を護るために、国家の巨大化は問題と見做される（同3節）。以上が、本章で概観したヒュームにおける「勢力均衡」の論理である。彼の国際関係における「均衡」の論理は、「巨大国家」の問題および国家内部における「均衡」の論理と分ち難く連鎖して結びついているのである。

それでは、いかなる大規模国家も有害であり、それが君主制の場合には最悪の帰結を招くとされる一方、他方で小規模国家は有益であり、それが共和制の場合には最良の帰結を招くのだと、端的に彼は考えていたのであろうか。大規模国家と君主制、および小規模国家と共和制は、それぞれ論理的にどのように整理されるのか。また、大規模国家の内部における力や富の「均衡」は実現不可能と考えられているのか。

次章では、以上の論点を取り扱っている彼の論説「完全共和国についての一案」を詳解し、これらの問いに答えることにしよう。

Ⅱ 「連邦国家」における均衡

Ⅱ章1節 現実的な完全国家の展望

Ⅱ.1.1 大規模共和国の可能性

論説「完全共和国についての一案」(“Idea of a Perfect Commonwealth”)において、ヒュームは「大規模国家における共和制」の構想を提示する。同論説の末尾近くで、彼は次のように言明している。

我々は、次のような一般の見解の誤りを見ることで、この主題を終えたいと思う。その見解とは、フランスやグレート・ブリテンのような大規模な国家 (large state) は、共和国 (a commonwealth) として形成されることが決して不可能であり、そうした政府の形態はただ、都市や小規模の領土 (a city or small territory) においてのみ生ずることが出来るというものである。〔しかし〕その反対は可能であるように思われる。⁽⁶⁴⁾

ヒュームは続けて、「拡大的国家」(an extensive country) では共和制の政府を形成することは都市よりも困難だが、一度形成に成功すれば、その維持は寧ろ容易いと述べる。⁽⁶⁵⁾ しかしながら、前章で概観したように、巨大君主国を含む「大規模国家」は概して問題を抱えていると指摘されていたうえ、ヒュームはまた上記論説において、「広大な国家の遠く離れた諸地方が互いに結合することは、どのような自由な政府の計画においても容易ではないが、ただ一人の人物に対しその敬服と尊敬において協力し合うことは容易く、そのような人々の好意によって当該の人物は権力を掌握しう

(64) “Idea of a Perfect Commonwealth”, in *Essays*, p. 527.

(65) *Ibid.*

るし、そしてより頑固な人々に対しては服従を強いることにより、君主制の統治機構を設立しうる」とも述べている。⁽⁶⁶⁾

そうであるとすれば、大規模国家は「君主制」へと適合しやすいために、そもそも自由な大規模の共和制国家は構築が困難なのではないか。しかも、拡大的ないし大規模国家は「世界君主制」や世界帝国というモデルを具体像として、様々な害悪を有すると考えられていたわけであるから、「完全共和国」は、大規模国家の構想としてではなく、ヒュームが利点を認めていた「小規模」かつ共和制の国家の構想として希求すべきではないのか。

しかしヒュームは、「大規模国家の君主制への適合性」や「大規模国家の問題」と「共和制や小規模国家の利点」をすべて認めた上で、当該論説において「巧みな技術」を用いた政治構造の構成による大規模共和国を構想しているのである。本章では同論の概要を確認し、その「巧みな技術」の原則として、大規模国家の内的構造においても「均衡」が採用されていることをみたくうえで、同論説の最終部の含意について考察する。

II.1.2 完全国家の思想史と「現実的」な完全国家

同論説の冒頭でヒュームは、まず、より完璧な国制・政治体制・統治構造の構想に意味があるとしたうえで、既存の「完全国家」についての構想として、プラトンの『国家』やトマス・モアの『ユートピア』、そしてジェームズ・ハリントンの『オセアナ共和国』を挙げ、前者二つを空想的なものとして退ける。⁽⁶⁷⁾ そして、ハリントンの構想を唯一価値あるモデルとして評価するが、しかし若干の批判を加えてその欠点を指摘する。それは主にハリントンが提示した「輪番制」・「土地均等法」・「元老院がもつ拒否権」の

(66) Ibid.

(67) Ibid., pp. 512-4.

(68) Ibid., p. 514.

三点についてであり、第一のものは不都合を伴うとして、第二のものは実行が不可能であるとして、そして第三のものは過大な「民会の投票権にすら優先される元老院の拒否権」であり実質的に「元老院がすべての立法権を握ることになる」として、それぞれ批判される。⁽⁶⁹⁾

こうした検討を経て、ヒュームは、既存の構想とは異なり「現実的」で、かつ「理論上、いかなる考慮すべき反対理由も見つからないような統治機構の形態」を構想するのである。⁽⁷⁰⁾

II.1.3 完全な連邦国家の構想—「連邦制」に組み込まれた「二院制」

ヒュームの「完全共和国」の構想は、中央の議会と「州」(county)の諸議会を用意する、いわゆる「連邦国家」の一案として類型化できる。中央すなわち首都の議会は「元老院」(the senate)と表現され、元老院と州の代議員らによる議会は、各々、議会のいわば「上院」と「下院」として構造化されており、⁽⁷¹⁾地方議会が連邦議会に組み込まれた独特の「二院制」の議会制度が構想されている。こうした「連邦制」とその下での「二院制」の構想が、本稿が着眼する同論説の第一の特徴である。⁽⁷²⁾

まず「連邦制」の構造は、次のようなものである。共和国は全体で100の「州」(county)に分けられ、各州はさらに100の「教区」(parish)を有する。各教区は州の「代議員」(representative)を選抜し、州都に集められた各州の代議員らは、それぞれ10名の州の「政務官」(magistrate)と政

(69) Ibid., pp. 515-6. なお、ハリントンの評価と批判的検討の議論を主軸に据えつつ、当該論説を吟味し、他のヒュームの政治論との関連や、その政治思想史における位置付けなどについて考察した貴重な先行研究としては、犬塚 [2004] を見よ。

(70) “Idea of a Perfect Commonwealth”, in *Essays*, p. 516.

(71) Ibid., pp. 516-7.

(72) Ibid., pp. 517, 522-3.

務官を兼任する1人の「元老院議員」(senator)を代議員の間で選出する。よって共和国全体としては、10000の教区と100の州、および100名の元老院議員・1100名の州における政務官・10000名の州における代議員が存在することになる。⁽⁷³⁾しかしこれは絶対的な配分ではなく、国家の「面積」に応じて、教区の拡大や増減および州の増減が当然ありうることも指摘されている。⁽⁷⁴⁾共和国の法案は、全て元老院が先議し、各州の代議員議会が代議員過半数の賛成を以て議決するとされる。元老院で否決された法案も、10人の元老院議員が抗議すれば各州に送られねばならないとされ、また州の議会で賛否同数の場合には元老院に議決票が委ねられるとされる。⁽⁷⁵⁾そして、各州はその内部において「一種の共和国」であるため、⁽⁷⁶⁾「州法」(county-law)を制定することができるが、他の州や元老院の議決によって無効にできるものとされ、⁽⁷⁷⁾他の州や共和国全体の全般的利害に合致する範囲内での州法制定による自治が認められることになる。⁽⁷⁸⁾

次に「二院制」の議会は、首都にある「元老院」と各州にある「代議員による議会」で構成される。元老院は、共和国のあらゆる「執行権」(行政権; executive power)を有し、平和と戦争についての権限、将軍・提督・大使への命令権など、「拒否権を除くブリテンの国王が有するようなあらゆる大権」が与えられる。他方、州の代議員の議会には、共和国全体の

(73) Ibid., p. 516.

(74) Ibid.

(75) Ibid., p. 517.

(76) Ibid., p. 520.

(77) Ibid., p. 525.

(78) なお、各州が包摂する「教区」については、宗教権限との関連で次のように構想される。州の政務官が各教区の長たる「牧師」(rectors or ministers)を任命する。また州の全長老による宗教会議が開催されるが、州の政務官はその会議からの訴えを審議でき、いかなる長老に対しても審問・免職・停職などを行い命ずる権限を有するとされている (Ibid., p. 520)。

「立法権」(legislative power) が付与される⁽⁷⁹⁾。「司法権」については、元老院が「大法官」やすべての法務官を任命するとされる一方、他方で州の代議員は、ブリティンにおける治安判事がもつ裁判や拘留などにおける権限を有するとされる⁽⁸⁰⁾。

かくして、歴史的にも、あるいは政治学の理論としても特筆すべき、「各地方の代議員らが連邦の立法権を有する」が、「州の独立性は中央・地方政治の双方によって限定される」という、「連邦制」と「二院制」が複合的に体系化された統治構造が構想されるのである。

Ⅱ章 2節 均衡構造による「連邦国家」の構想

Ⅱ.2.1 連邦議会の諸地域への分割

先行研究においても指摘されている⁽⁸¹⁾、当該論説が含意する枢要な政治学的意義は、利害による「政治対立の制度化」が構想されていることであり、この点が同論の第二の特徴として挙げられよう。なかでもとりわけ注視される制度構想として、第一に下院を構成する地方議会の分割、第二に元老院の分裂と結合を阻止する予防措置、そして第三に「競争者による審議会」の設置が挙げられ、これらは政治権力における「連合と分離」を企図するものとして特徴付けられうる政治制度である。

第一の点は、既に確認したように、州の代議員らが「100の州に分割された民会」を構成するというものであり⁽⁸²⁾、ここにおいては州という地域の相互の「分離」が活用されることになる。ヒュームは、二院制の必要を指摘した直後に⁽⁸³⁾、次のように述べている。

(79) Ibid., p. 517.

(80) Ibid., p. 520.

(81) cf. esp. 犬塚 [2004, 2005]

(82) “Idea of a Perfect Commonwealth”, in *Essays*, p. 516.

人々がもし討論すれば、全ては混乱あるのみである。もし人々が討論をしなければ、人々はたんに決議を行えるだけである。そしてその時は元老院が人々に対して身勝手に振舞うことになる。人々を分離された多数の集団に分けよう。そうすると、人々は安全のうちに討論するのであり、そしてすべての不都合は未然に防がれるように思われるのである。⁽⁸⁴⁾

こうして「二院制」の必要と、その円滑な運営のために人々の議会である「民会」の分割が説かれるわけだが、これは政治権力の垂直的な「掣肘と均整」(check and control) のための、「中央と地方の二元関係」が前提とされた議論であると解されるよりも、単に人々の議会たる民会が「烏合の衆」とならないようにするためにこそ考案されたものであると解されるかもしれない。だが、注意深く上のテキストを読むならば、各州に民会を構成する議員集団を分割することによってヒュームが意図したことの中には、民会の混乱回避だけでなく、彼のハリントンへの批判で提示されていた「元老院の拒否権」の実質的成立の阻止が含まれていることがわかる。つまり、元老院と人々による議会の「二院制」の必要とあわせて、両議会の実質的な「相互抑制」を可能にするための条件として、「諸州への民会の分割」が提案されているのである。

(83) ヒュームはハリントンを引きつつ次のように述べて、「二院制」の意義を示している。「あらゆる自由な統治機構は、少数からなるものと多数からなるもの、換言すれば元老院 (senate) と人々 (民会; people) という二つの議会から構成されなければならない。ハリントンが述べているように、民会は、元老院がなければ智慧を欠くであろう。また元老院は、民会がなければ誠実性を欠くであろう」(Ibid., pp. 522-3.)

(84) Ibid., p. 523.

II.2.2 議会内部における「掣肘と均整」

元老院についても、その内部での「掣肘と均整」の構図を可能にするため、元老院議員相互の悪しき「分裂」と「結合」の予防策が提案される⁽⁸⁵⁾。まず、「分裂」を阻止すべく、次の四点が提示される。第一は元老院議員の少数化、第二は選挙を通じ元老院議員を人々に依存させることで、議員らの利害結合による党派抗争を防止すること、第三は追放後に州から再選された場合を除き、党派的に過ぎる議員を元老院が追放する権限をもつこと、そして第四は元老院議員間で分配される公職について、任期などに関する一般決議を行うことである⁽⁸⁶⁾。

そして「結合」は以下の三点により阻止される。第一は毎年の選挙によって元老院議員を人々に依存させること、第二は官職の大半を州の政務官によって任命されることにして、元老院の権力を僅かなものにしておくこと、そして第三は「競争者による審議会」(the court of competitors)を設置することである⁽⁸⁷⁾。この「競争者による審議会」の提案が、注視される制度構想として先に第三に挙げたものである。

II.2.3 「競争者による審議会」の制度

「競争者による審議会」は、元老院議員に立候補して、州代議員の三分の一以上の得票があったものの落選した、次点得票者によって構成される。その次点得票者らは、この審議会に議席をもつが、州の代議員をも含む一切の公職に就くことができないとされる⁽⁸⁸⁾。そして、同審議会は、共和国における実権は一切持たないものの、会計監査・元老院への告訴・法案提出

(85) Ibid., pp. 523-4.

(86) Ibid., p. 524.

(87) Ibid., pp. 523-4.

(88) Ibid., p. 519.

の権限のみを有するとされ、また元老院が訴えや法案を棄却・否決した場合には各州へ審議を求める権限が与えられる。さらに、元老院から追放された議員は、同審議会において議席を持つとされる。⁽⁸⁹⁾元老院と利害が直接対立する者たちからなる審議会は、元老院議員にとって不利となる諸状況を目敏く見つけ出し指摘すると考えられており、元老院の「結合」を監視し、元老院に対する「掣肘と均整」を実現しうる制度として採用されるのである。

同論説では、上記の点の他にも、官職についての規整や詳細な権限規定、選挙制度などが論じられており、現実的かつ意味のある「掣肘と均整」による連邦国家の内部における相互の権力制限が企図されている。これらの制度案は、総合すると、権力・地域・党派の「分裂」を阻止するための「連合」の制度と、権力の制限と監視を失うことによる「結合」を阻止するための「分離」の制度の構想である。当該論説の第二の特徴とした「連合と分離」の政治制度は、「政治対立の制度化」を具体化し実現するものである。⁽⁹⁰⁾

以上で確認してきたように、ヒュームは本論説において、「現実的かつ理論的反論のない完全な共和国の案」を、「連邦制」と「二院制」の統合や、国家権力の「連合と分離」を駆使した政治対立の制度化の構想によって提示してみせた。ここに、大規模の「連邦制共和国」の形態をもって、

(89) Ibid., pp. 519-20.

(90) 「ブリテンの統治機構を支える主要なものは、利害の対立である。しかしこれは、概ね役立つものではあるが、限りない党派対立を産み出すものである。前述の計画においては、利害対立は何らの害悪を持たない全く有益なものである。競争者 (competitors) は元老院を操る何らの権力をも有していない。彼らはただ、人々に告発して、告訴する権限を持つだけである」(Ibid., p. 525.) とヒュームは語っており、利害による政治対立の「党派による害を持たない有益な制度」が構想されているのである。

地方相互・地方と中央・中央内部の政治組織がそれぞれ巧みに「均衡」する国家の構造が立案されていたのである。

Ⅱ章 3節 完全な連邦国家における対外関係

Ⅱ.3.1 「対外政治」のための元老院と連邦国家

前節では、ありうべき完全国家の内部において「均衡」の構造が目されていることをみた。既に本稿で論点としているように、ヒュームにおいて「大規模国家」は問題のあるものとされていたが、均衡構造を有する大規模な連邦国家の構想において、この点はいかに理解されるのか。ヒュームは次のように論ずる。

小規模共和国 (small commonwealth) は、それ自体の内部においては、世界で最も幸福な統治機構である。何故なら万事が支配者の眼下にあるからである。しかし、それは外部の強大な力 (great force) により征服されてしまうかもしれない。ここでの基本計画は、巨大な共和国と小規模共和国の双方のあらゆる利点を有していると思われる⁽⁹¹⁾。

つまりヒュームは、前章で確認した「小共和国」の利点は認められるものの、他方ではそうした国が「小規模」の故に征服される可能性を危惧して、「大規模国家」である必要を指摘していたのである。小規模の「州」からなる「連邦制」が構想された軍事・対外面での理由と、元老院の統括範囲は「大規模」でありながらも各州が「小規模」であることによって、当該論説の構想は「大規模国家」の抱える諸問題を峻拒するものだとヒュームが考えていた理由とを、ここに見出すことができる。

(91) Ibid., p. 525.

大規模な連邦制共和国を統括する「元老院」の権限は、前節でみたように、極めて制限されたものであり、また「戦争や平和」に関する権限や「将軍・提督・大使」の任命権といった「対外政治」に関わる「大権」が想定されていたことからも、⁽⁹²⁾ヒュームは「諸州の対外防衛」を目的とする「対外政治」(foreign politics)のために「元老院を擁する大共和国」が必要だと考えていた点が裏付けられる。ヒュームは、「対外政治」については、その利害が「元老院と人々の間で異なること」はないとして、対外政治において必要とされる「秘密保持や洗練された政策」を可能にするため、元老院に絶対的権限を付与すべきであると述べている。⁽⁹³⁾また連合州共和国(オランダ)と本論説の構想との比較において、彼は、「同盟・戦争と平和(開戦と講和)・徴税」に関してオランダの各地方や都市が持つ拒否権が、自身の構想では取り除かれていることを述べ、⁽⁹⁴⁾「外交権・軍事権・徴税権」という国家の三大権力ともいふべき対外政治に関わる権限が元老院に託されていることを再説するのである。

しかしながら、対外政治において、「同盟」のために必要な貨幣(資金)を調達するために、元老院は人々に依存せざるを得ず、また立法権は執行権に常に優るため、州の政務官や代議員らが適切と考える際にはいつでも元老院に干渉できる(つまり立法によって政府権力の制限が可能である)と、ヒュームは同段落で続けて述べている。よって、対外政治においても独裁的な「元老院の絶対権力」は想定されておらず、やはり連邦制と二院制および政治権力の連合と分離による「均衡」の構造が考えられていることが確認される。⁽⁹⁵⁾

(92) cf. Ibid., p. 519.

(93) Ibid., p. 524.

(94) Ibid., p. 526.

(95) Ibid., p. 524.

II.3.2 「征服」の問題とその制限

対外政治に関わる軍事面での具体案として、「スイスに倣って民兵制を設立すること」が構想されており、軍将校の任命などについての権限論はあるものの、当該論説には「常備軍」の詳細な構想は含まれていない⁽⁹⁶⁾。この点の含意は様々に考えられるが⁽⁹⁷⁾、「征服」の脅威に備える防衛力の確保とともに、必要に応じ自衛のための兵員召集を可能にする制度としてここでは「民兵」が採用されているものと理解できる。民兵を防衛のための制度として採用していることは、本論説の最終段落における次の著述と連動するものと解することが可能であるかもしれない。

最後に、広範囲の征服 (extensive conquests) が実行されれば、いかなる自由な統治機構 (every free government) も滅亡せざるをえない。そしてより完全な国家 (perfect governments) であるほど、不完全な国家よりも、それに対して完全な国家がもつまさにその利点の故に、その滅亡は早いのである。よってそのような完全な国家は、征服に反対する基本法 (a fundamental law against conquests) を創設すべきである⁽⁹⁸⁾。

(96) Ibid., pp. 520-1.

(97) cf. 田中秀夫 [2010]「解説」、田中秀夫訳『ヒューム 政治論集』（京都大学学術出版会）・所収、296-7頁、訳注6；ホント&イグナティエフ編著 [1990] 277頁。思想史の観点からは、当時のスコットランドにおける「民兵論」との関係についてなどが考えられよう (cf. esp. Robertson [2009])。さらに、国際政治学の視点から、後代のカントによる『永遠平和のために』における、「常備軍の撤廃」と必要に応じた軍事組織の非全廃という議論を先駆けて提唱するものの一つであったと解釈することも、あるいは可能かもしれない。

(98) “Idea of a Perfect Commonwealth”, in *Essays*, p. 529.

この最終段落で提示される「征服に反対する基本法」⁽⁹⁹⁾がなぜ必要であるのか、具体的な理由は詳述されていない。先行研究では、「共和国の有する克服しがたい征服の野心」をヒュームが一貫して認識していたと解している⁽¹⁰⁰⁾。実際にヒュームは、上の箇所が続けて「共和国 (republics) もまた個人と同様に野心を有しており、そして現在の利益が各人らに自身らの子孫のことを忘れさせてしまうのである」と論じており⁽¹⁰¹⁾、共和国に内在する抑えがたい野心や現在の利益への志向性を指摘している。この議論を、現在の共和制国家においても該当する問題として把握するならば、国際政治思想として関心がもたれるところである。何れにせよ、とくに本稿において特筆すべきことは、「征服」つまり国家の対外拡張を禁止すべきであるとの「均衡」の原則が、「征服に反対する基本法」として適用されていることである。

II. 3.3 完全共和国の対外政治に関する権力の制限

本章では、「征服」を防ぐために、軍事的な理由から大規模国家が必要であるとされる一方、他方で小規模共和国の利点を併存させる「連邦制」を構想することにより、大規模国家に伴う諸問題の除去が意図されていたことを確認した。また、「他国による征服」の阻止は、諸州の連合やその軍事力などによって確保される一方、他方で「自国による征服」もまた阻止されるべきであり、そのために「征服に反対する基本法」が必要であると議論されていたことを析出した。ここに、ヒュームの当該論説における

(99) ヒュームの正義論では、「基本法」とは統治権の第五の権原として論じられていたものであり、時の権力者によっては変更できない「憲法」と同義のものとして、彼はこの語を用いている (cf. THN 3.2.10.15)。

(100) 犬塚 [2004] esp. 137-40頁。

(101) “Idea of a Perfect Commonwealth”, in *Essays*, p. 529.

第三の特徴が見出される。それはすなわち、対外政治のための「大規模国家」の必要と自他双方の「征服」の問題視であり、この視点から、完全な連邦共和国の「対外政治における内的小および外的な権力制限」が求められたのである。

上記の第三の特徴は、国際政治と軍事に関わるものであり、国際関係における勢力均衡論と、いかなる関係にあるのかが問われる。次章では、前章で確認した「勢力均衡」論説の三特徴と、本章にて確認した「完全共和国案」における三特徴とを対照させ、両論に見出された「均衡」の論理を架橋しうる可能性について検討する。

Ⅲ 均衡する国家と外交の体系

Ⅲ章 1 節 国家の均衡

Ⅲ.1.1 国家の対外的均衡と対内的均衡

論説「勢力均衡について」の第一の特徴として、本稿では「歴史からの検証」を挙げた。歴史の検討を介して、ヒュームは「勢力均衡」の原則を歴史貫通的に提示し、各勢力の保全と「強大な一勢力による他の勢力の支配」の阻止をその目的として示していた。また論説「完全な共和国についての一案」の第一の特徴として、本稿では、各州からなる「連邦制」とそれに組み込まれた「二院制」議会の構想を挙げた。連邦の内部構成は、国家の規模に応じた可変性を含意するものであり、二院制の構想においては、共和国全体の立法への諸州の参加とともに、州法の完全な自由は他の州や共和国全体によって抑制されるという構図が示されていた。

してみると、完全共和国案における「連邦制と二院制」による「各州と国家全体の均衡」は国家の対内的均衡であり、これは勢力均衡論説での「強大な勢力による他勢力の支配の阻止」を意味する国家の対外的均衡と

一体で解釈できることが判明する⁽¹⁰²⁾。つまり、各州の権力は他の州と国家全体から制限されるべきであり、国家の権力は他の国家と国内の各州から制限されるべきなのであって、対内的・対外的に権力の制限を課すことで、他の政治体の権利を奪うような優位的・支配的勢力の出現を阻止すべきであるとする「国家内外の均衡」の論理が、両論の接合により見えてくるのである。

Ⅲ.1.2 国家の均等分割の非現実性

ヒュームは完全共和国案の構想に際して、従来の完全国家の諸案を斥けた理由として、「人間本性の改変を迫る空想」であること、土地などの「均等な配分」の想定が不可能性を伴っていることなどを挙げ、それらの構想の「非現実性」を指摘していた。ヒュームの立案では、同時代の「ヨーロッパ共和国」論を髣髴とさせる国家の規模に応じた「州の分割」が枢要とされているが⁽¹⁰³⁾、第一にそれはまさにハリントンの「土地配分の均等化」のような、州の人口・面積・勢力などの「均等配分」を説くものではなかったのであって、また第二に諸州の関係においては「各州と元老院の州法に対する拒否権」が構想されていたことから明らかなように、「諸州の勢力の均等配分」ではなく、「各州の権利を破壊する支配的勢力の州」の成立を阻止する連邦制度が考えられていたといえる。勢力均衡論説においても、問題となる国家の「勢力」とは具体的に何であるのかは定義されておらず、

(102) ヒュームの「勢力均衡」の原則を彼の政治学全体に見ようとする先行研究としては、山内の論考が挙げられる（山内 [1994]）。しかし同論では、政党政治の問題への言及にとどまっており、本稿で検討した「完全共和国案」で仔細に触れられる「政体内部の均衡構造」については考察されていない。

(103) ヒュームの完全共和国案ととくに A・フレッチャーの議論との連関については、ホント&イグナティエフ 編著 [1990] 278-9 頁を参照。

さらにまた同論説は勢力が厳密に「均等化」されることを目指すような、各国の均等状態の実現に主眼をおく勢力均衡論ではなかった。したがって、ヒュームにおいて勢力相互の「均衡」とは、国家ないし勢力の配分の「均等性」(parity)ではなく、「他を支配する大勢力の到来」の阻止こそを意味していたと改めて解しうるのである。

Ⅲ.1.3 「国家連合」と均衡する国家

以上の解釈からすれば、スコットランド出身のアンドリユー・フレッチャーが著した「ヨーロッパの再分割と連合案」⁽¹⁰⁴⁾とヒュームの完全共和国案が類似しているにも関わらず、⁽¹⁰⁵⁾なぜヒュームがフレッチャーのように「ヨーロッパ全体の均等な勢力分割による平和連合構想」を論じなかったのかとの問いに、一つの答えが与えられる。ヒュームにおいては、勢力均衡とは勢力の厳密な配分ではなく、他者の権利を奪いうる巨大勢力の出現阻止を意味しており、国際関係とともに国家構造における均衡が肯定されていた。よってヒュームは、「他の勢力による支配」を防ぐために各勢力(各国)が相互に、内的かつ外的に「均衡」する世界を構想していたと解釈できる。その世界では、様々な勢力が互いに状況に応じて結び付き、支配的勢力に対抗することで、自らの勢力の自由を、逆に自らが他に対し支配的とならな

(104) フレッチャーは、「富と力の平等」を重視して、ヨーロッパ全体を10の地域に再分割する平和のための国家連合を構想していた。A・フレッチャーの連合構想とその歴史的文脈については、村松茂美 [2013]『ブリテン問題とヨーロッパ連邦—フレッチャーと初期啓蒙—』(京都大学学術出版会) および村松茂美 [2011]「フレッチャーにおける「国民的政治共同体」と国際世界—「ダヴナント的慎慮」から「新たな市民的美徳」へ」、佐々木武・田中秀夫 編著『啓蒙と社会—文明観の変容—』(京都大学学術出版会) 所収が詳しい。

(105) cf. 田中秀夫 [1991]『スコットランド啓蒙思想史研究—文明社会と国制—』(名古屋大学出版会) esp. 43-6頁。

い範囲内で確保できる。そのため、彼の勢力均衡の世界では、力の均等配分は不要であって、均等な力の分割は寧ろ「非現実的」と見做されるのである。

Ⅲ章 2節 連合と分離

Ⅲ.2.1 世界君主制の批判と連邦国家の構想

ヒューム勢力均衡論説の第二の特徴は、「世界君主制への反対」からの勢力均衡の擁護であり、諸国間の「同盟」と戦争がその手段とされていた。「世界君主制」の問題は、当時の思想的趨勢としての「ローマ帝国衰勢論」⁽¹⁰⁶⁾の系譜に連なるものと考えられ、ヒュームはそうした「大規模君主制国家」の問題性を認識していた。

「完全共和国案」の論説では、大規模連邦制共和国の構想が提示され、小共和国の連合国家としての大共和国の可能性と、国制における政治対立の制度化が構想されていた。この点と同論説の第二の特徴であった。ヒュームは、「連合」と「分離」を巧みに構成することによって、政治対立の制度化を企図したが、それは小国と大国の利点を十分に満たす政治体制の構築のための方策でもあった。モンテスキューと同様に⁽¹⁰⁷⁾、ヒュームは大規模国家あるいは連邦が必要な理由として「征服の脅威」を挙げていたが、小共和国の利点をも取り込んだものとして自身の構想を評価した。巧みな政

(106) 『政治論集』の刊行以前に出版されたモンテスキューの『ローマ衰勢原因論』（1734年）と、刊行以後に出版されたエドワード・ギボンによる『ローマ帝国衰亡史』（1776-88年）の両著作が極めて有名である（cf. Robertson [1993]）。

(107) モンテスキューは『法の精神』の9編1章において、「共和国は小さければ外国の力によって滅び、大きければ内部の欠陥によって滅びる」と述べている。なお、『法の精神』からの引用は、岩波書店より刊行された1987年版の野田良之ほか訳によった。

治対立の制度化を目したヒュームの構想は、大規模国家であると同時に小規模共和国からなる連邦国家として構成されることによって、勢力均衡論説で批判された巨大君主国に代表される大規模国家の弊害を持たない、小規模国家からなる「連邦国家」の構想として提示された。これは、「征服」を防ぐための、一定の独立性をもった小共和国群による「連合」の構想であり、この点では、勢力均衡のための「同盟」をさらに深化あるいは「連合化」したものであるといえよう。

Ⅲ.2.2 連合と分離による均衡

完全共和国案における種々の「連合と分離」による政治対立の制度化は、各勢力の分立と勢力間の相互抑制を原理とするものである点で、世界君主制に対抗する「同盟」を通じた勢力均衡の原理と重なり合う。つまり、ヒュームにおける「均衡」の世界では、勢力の均等配分が必要となる静的均衡ではなく、自由で多様な勢力相互の離合集散や「連合と分離」の組合せによる動的均衡が繰り返されるのである。この世界では、「均衡」の原理が「国家連合」の構築よりも優先される。「自勢力（国家や州など）の独立や権利を阻害する支配的勢力」の出現阻止を目的とする勢力均衡は、「国家連合」が実現しようとしてもそれがまさに（同時代にルソーが危惧したような）「優位にある専制勢力」の支配に基づかないために必要だからである。そしてこの均衡を維持するためには、諸勢力が「同盟」を組んで相互に協力するか否かを定める自由が必要になるのであり、拘束力ある「国家連合」の枠組へと容易には統合できない事情が生ずると推定できよう。

また、一貫して政治勢力間の均衡を求める以上のヒュームの論理は、国家や同盟の内部で支配的勢力が生起することも拒否するものである。したがって、均衡を重んずる彼の論理においては、「国家連合」の設立やその構想に先行して、国家内部の政治対立の制度化と勢力均衡を目的とした同

盟の深化が、まさにその国家や同盟の内部での「不均衡」を生まないかたちで進展しておかなければならないのである。ここに、ヒュームが勢力均衡を重視して国家連合構想を論じなかった理由の一端が見出されよう。

Ⅲ.2.3 国家の規模と体制

ところで、ヒュームは、「大規模国家と君主制」の接合や「小規模国家と共和制」の接合がそれぞれ容易に起こりうるとしたが、彼は君主制と共和制の双方の問題を諸論説の随所で指摘しており、単純に君主制と共和制の何れかを称賛ないし批判したわけではない。また、ヒュームは、名誉革命以後のブリテンの国制を擁護した人物として知られている⁽¹⁰⁹⁾、完全共和国案では同時代のグレート・ブリテンのような制限君主制であっても弊害は残ると語っている⁽¹¹⁰⁾。あるべき国家の規模と体制について、彼は、理論的に可能とされる大規模な共和制の「連邦国家」の構想を示すことで、重大な弊害を有する「大規模国家と君主制」の接合を峻拒し、自らの独立を護りつつも、しかし他に対し支配的とならない大規模国家のありようを模索したのである。

(108) cf. “That Politics May Be Reduced to a Science”; “Of the First Principles of Government”; “Of the Independency of Parliament”; “Whether the British Government Inclines More to Absolute Monarchy, or to a Republic”; “Of Civil Liberty”; “Of the Rise and Progress of the Arts and Sciences” in *Essays*.

(109) cf. esp. “Of the Protestant Succession” in *Essays*; 『イングランド史』の結論部でもヒュームは、「この島〔グレート・ブリテン〕において、我々は、たとえ最良の統治機構のシステムではないにせよ、少なくとも、人類の間でこれまでに知られている世界のどこよりも、最も完全な自由のシステムを享受しているのである」(*The History of England*, Book VI; cf. 犬塚 [2004] 243-9 頁) と評している。

(110) “Idea of a Perfect Commonwealth” in *Essays*, esp. p. 527.

Ⅲ章 3節 外交の体系

Ⅲ.3.1 自他双方における「征服」の問題

連邦制を採用した大規模共和国の構想を提示するにあたり、ヒュームは「対外政治」の権限を、連邦政府を構成する元老院に付与し、その連邦の必要を「征服されることの脅威」に見ると同時に、そうした連邦制の完全な国家についても「征服することによる滅亡」を危惧していた。「対外政治のための大規模国家の必要」と「征服の自国内外での問題視」を、本稿では完全共和国案の第三の特徴として挙げた。また勢力均衡論説の第三の特徴は、「過剰な戦争」への批判であり、ヒュームは早期の戦争終結の可能性を端的に指摘するとともに、その機会を逸した過剰な戦争遂行がやがて齎す「勢力均衡政策の放棄」を危険視していた。ヒュームは勢力均衡の必要性から、過剰な戦争の遂行を批判したのである。

勢力均衡は「世界君主制」への対抗を目的とし、それが必要である理由は大規模君主制国家や「広範な征服」の問題視と結びついていた。拡張的勢力に対する勢力均衡の必要が自国の「過剰な戦争」を批判するという構図と同様に、自他を反転させて、まさに自らが拡張的勢力となって他国を「征服」することを問題視するがゆえに、ヒュームは「征服に反対する基本法」の制定を求めていたと考えられるのである。⁽¹¹¹⁾

(111) ところで、ヒュームは、征服をなした場合、完全な国家はよりその滅亡が早いと述べていたが、別の論説では「自由国家は属州に対して破壊的・圧政的である」とする見解を提示している(“That Politics may be reduced to a Science”, in *Essays*, p. 19; cf. 犬塚 [2004] 138頁)。これはモンテスキューの議論と同様のものであろう。モンテスキューもまた、「民主政国家による征服には、なお一つの不都合がある。その支配は常に従属国にとって憎むべきものである。その支配が、建て前は君主政的だが、真実は君主政の支配よりも苛酷なことは、あらゆる時代の、あらゆる国の経験が証明したとおりである。その場合、被征服人民は悲惨な状態におかれ、共和政の利点も君主政の利点も享受することがないのである」(『法と政治』10編7章)

Ⅲ.3.2 均衡のための戦争と外交

ヒュームは勢力均衡のための手段として、限定的ではあるが「戦争」を肯定した。このことは、戦争なき「永久平和」を求める国家連合構想の系譜と、ヒュームの国際関係認識との間に溝があることを示すものかもしれない。だが過剰な戦争を批判した彼は、自衛のための防衛戦争のみを擁護していたとも解されうる。

それでは、戦争を同盟とともに勢力均衡の手段として認める彼の議論では、「外交」⁽¹¹²⁾による対外問題の平和的解決は等閑視されていたのであろうか。完全共和国案では「征服の脅威」に対処するために大規模連邦国家を設立する必要が説かれ、その国家において対外政治と軍事を統括する元老

と述べている。

(112) 本節では「外交」と記したが、これはヒュームが述べるころの「対外政治」(foreign politics)を含意し、今日の語法に従って「国家間の政治的交渉」を意味している。しかし、この「外交」は通常、英語では diplomacy と表現されるが、その概念の歴史については留保が必要である。何故なら、今日で言う一般的な外交を意味するものとして、18世紀末期までは「交渉」(negotiation)の語が使用されており、「外交」(diplomacy)の用語は1796年にエドモンド・パークが初めて使用したと認知されているためであり (cf. ハロルド・ニコルソン [1968]『外交』(斎藤眞・深谷満雄訳、東京大学出版会); Berridge, G. R. [2002] *Diplomacy: Theory and Practice*, Palgrave, p. 1; 細谷雄一 [2007]『外交—多文明時代の対話と交渉』(有斐閣); 押村高 [2010]『国際政治思想—生存・秩序・正義—』(勁草書房)), またそれはフランス革命に対するパークの対外政治論の中での使用であった。外交の概念と「文明の作法」との関係を探る木村俊道の研究では、このパークによる革命批判の文脈を明らかにしたうえで、勢力均衡とヨーロッパ共同体の言語規則を成していた「文明の作法」としての negotiation の原則がフランス革命により崩壊し、宮廷作法とは無関係の国民が主体となる diplomacy の言語が成立したと解して、パークによる「外交」の用語導入の意図を当代の歴史的な文脈から推定している (木村俊道 [2010]『文明の作法—初期近代イングランドにおける政治と社交—』(ミネルヴァ書房) esp. 156-63頁)。

院に対して、その軍事的権力を制限しうる制度についての議論が展開されていたことから、彼の構想において「外交」の論点が軽視されていたわけではないことがわかる。加えてまた、「過剰な戦争遂行」を抑制する講和が可能であったとする記述は、早期外交解決の可能性とその意義を示唆するものであり、世界君主制の野望に対する戦争を辞さない勢力均衡の議論でも、「外交」の意義は認識されていたと言える。本稿で分析したヒュームの「均衡」の論理を斟酌すると、彼の議論における「外交」の位置が浮き彫りとなってくる。優位する拡張的・支配的勢力（他国）に対抗するための勢力均衡を重視するとともに、当の勢力均衡の原則から逸脱した自国の「過剰戦争」や「征服」にも反対することによって、各国は相補的に独立と自由を確保することができ、こうした原則を諸国が採用することで「外交の体系」とも称されうる国際関係が持続しうるのである。

Ⅲ.3.3 均衡の世界における外交の体系

勢力均衡論と完全共和国案を対照させて、両論の「均衡」の論理を追うことで、「外交の体系」を織りなす諸国家の「均衡」の原理が明らかとなる。国際関係において、外部勢力からの支配を避け、自らの権利を主張し外交を展開するために、「同盟」および戦争を手段とする勢力均衡、あるいはこの同盟を深化させた「小国家間の連合」すなわち「連邦国家」の制度化が必要となる。そして国家内部において、自らが勢力均衡の原則を逸脱せぬために、常に「過剰な戦争」への警戒と「征服に反対する基本法」が必要となるのである。以上は、対外関係において国家の内外から二重に勢力拡張を制限する構想であり、これによって、諸国相互が征服の脅威を超えて外交関係を取り結ぶ路が切り拓かれる。ヒュームは、この二重化された「均衡」のための構想を、多角的な権力の制限による諸政治勢力の均衡を図る連邦国家の構想とともに展開していたのである。

本稿で解釈したヒュームの議論において、平和のための「国家連合」は、征服への反対を原則として各国の権力を制限する「均衡の世界」においてこそ築かれるべきものであり、「均衡の世界」の持続がまず以て肝要とされるのである。各国が自らの独立と権利を護りつつ、国際平和を追求するためには、国家内外の諸政治勢力間の分離と連合に着眼しなければならないのであって、国家連合はその延長上に構想されるべきものである。かくして、国家連合を構想しなかったヒュームの「均衡」の論理は、実は後のカントによる国家連合構想へと連続しうるとも言えるのである。両者の連続性に関しては、稿を改めて検討することにしたい。

結

本稿では、「ヒュームが国家連合に類似した連邦国家構想を論じつつも、なぜそれを国際関係へと押し広げることなく勢力均衡を論ずるにとどまっていたのか」との問いを起点として、ヒュームの政治哲学における「均衡」の論理について考察した。

I章とII章では、ヒュームの論説「勢力均衡について」と「完全共和国についての一案」の諸特徴を、それぞれ先行研究で注視されている点を鑑みて抽出し、III章においてそれらの特徴を交叉させることで、次の「均衡」の論理が両論から析出されうることを見た。第一に「均衡」は、「均等性」などの厳密な意味での均衡ではなく、「他者の権利保全を不能にする強大な勢力」つまり支配的となりうる拡張勢力の到来阻止を目的とするものであった。第二に、「統治領域の拡張」つまり大国化は国内の政治的・経済的な「均衡」を破壊して破滅を齎すため、「統治領域の拡張」への抵抗としての勢力均衡が必要とされ、また大国は、綿密な政治対立の制度化と国内の政治的な均衡を保ちうる連邦国家の構造化によってこそ維持されうる。

そして第三に、諸国が互いに独立を維持し滅亡を避けるためには、対外的な「国家間の同盟」や「小共和国連合」とともに、対内的な「過剰戦争への批判」や「征服に反対する基本法」が必要とされるのであった。以上に確認したヒュームの国際関係と国家構造における「均衡」の論理を基に、彼がなぜ国家連合を説かなかったのかとの問いについて、本解釈からの考察を前章で展開した。

本稿の解釈は、ヒュームにおいて「均衡」の体系を見ようとする先行研究の諸解釈⁽¹¹³⁾の深化を試みるものである。本稿が先行研究との差異として強調することは、ヒュームが支持し追求した「均衡」の論理が、国際関係と連邦国家すなわち国家の内外双方へと適用される原則として、さらに、国家内外の両面から権力伸張の制限を図る「対外政治における二重の均衡」として描き出されうる、多角的で多層化された「相互抑制」という緻密かつ周到な「均衡」の構造として解されるものであったということである。この点を敷衍するとき、ヒュームの諸議論の全体を、「均衡」の論理を補助線として再整理し解釈することができるかもしれない⁽¹¹⁴⁾。

最後に、本稿で解釈したヒュームの「均衡」の論理がもつ、現代的課題への示唆について考察しよう。前章で考察したように、ヒュームは力の均等配分を求めず、動的な概念として「均衡」の論理を提示した。この論理は、

(113) ex. esp. 竹本洋 [1995]『経済学体系の創成—ジェイムズ・ステュアート研究—』(名古屋大学出版会) 118-21頁; 森 [2007]; 山内 [1994]

(114) ヒュームの国際政治経済論における「均衡」の原則性については、岸野 [2012b] において示唆した。また彼の法哲学における「均衡」の論理については、岸野 [2012c] で考察している。本稿では、国家の内外における「あるべき構造」に関するヒュームの考察から、彼の政治哲学における「均衡」の論理を明らかにしたものであり、ブリテンの実際の国制における「均衡」の論理については触れていない。本稿の解釈の妥当性は、さらに広範な領域のテキストから確かめる必要がある。

勢力の均等性を要求し各国の関係性に制限をかけるような国家連合のシエーマとは折り合い難い。しかし、常に力の関係が流転し政治的な状況が変化
 する世界において、同盟関係の自由な組み替えとともに、自国の対外政策
 や自国の内部構造および自らの同盟における多面的な「均衡」をも含意す
 る動的均衡の概念は、実効性がありなおかつ一部勢力による実質的支配を
 意味しない「国家連合」による平和へ近付くために、我々が何を必要とし
 ているのかを明らかにするのではないか。そして、この論理に立脚するな
 らば、拡張的勢力に見える近隣諸国から自国の権利を主張し護ろうとする
 「勢力均衡」の重要性を強調するほどに、戦争や軍事的対立には限定が付
 され、とりわけ大国の利害や思惑によって左右される同盟や国家連合に
 よる問題解決への期待を抱くことに先んじて、自国の内外における「勢力
 の過度な偏り」への警戒を伴った、自主的で自由な思考による「外交」が
 必要であるとの認識が高まることになるだろう。また、現代でも大国が抱
 える問題について考察するうえでも、本稿の解釈における「均衡」の論理
 は示唆に富む。大国であるほど、自国を防衛するための軍事力は巨大化す
 るが、しかしその軍事力が逆に滅亡を齎す原因となるかもしれず、また国
 内の政治経済的な均衡に注意が必要となり、富の不均衡がやがて大国の崩
 壊を導くかもしれないのである。

国家連合やそれによる集団安全保障が実効性を欠く可能性への危機感か
 ら、「勢力均衡」を強調する同盟・安全保障政策が模索される現代におい
 て、本稿で析出した「均衡」の論理とその含意を考察することは、勢力均
 衡・同盟・安全保障そして外交をめぐる課題について、我々がいかなる選
 択肢や思考を採りうるのかを問うとき、その探究をより多元的かつ多様に
 させるのではないだろうか。

(115) cf. esp. 豊下楯彦 [2007]『集団的自衛権とは何か』（岩波書店）

Balance of Power and Federation:
David Hume's Political Conception of Balance

論

KISHINO Kouichi

説

Contents

Preface

I. Balance of Power in International Relations

I.1. Balance of Power in the Classical World

I.2. “Universal Monarchy”, War and Balance of Power

I.3. Extensive Governments and Small Commonwealths

II. Balance of Power and “Federation”

II.1. The Feasible Idea of a Perfect Commonwealth

II.2. Balancing Federation: On Hume's “Idea of a Perfect Commonwealth”

II.3. Federation and Foreign Relation

III. Balance of Powers and System of Diplomacy

III.1. States in Balance

III.2. Association and Division

III.3. System of Diplomacy

Postscript